

公共下水道が使用できるようになります

4月1日から町の下水道供用区域が広がります。新たに供用が始まる区域の皆さんには、7月から下水道受益者負担金を負担していただく予定です。今月号では受益者負担金について説明します。

受益者負担金制度とは

公共下水道は、地域の生活環境を清潔で快適にする公共施設です。ただし、道路や公園などの他の公共施設とは違い、整備された区域の人のみが利益(快適性、利便性)を受ける施設です。そのため、利益を受ける人が建設費の一部を負担する制度が「受益者負担金制度」です。受益者負担金は土地の面積に応じて1回限り負担していただくものです。



受益者(負担金納付者)とは

下水道整備区域内の土地所有者です。ただし、その土地に地上権、質権、賃借権または使用賃借権による権利がある場合には、権利者が受益者となる場合もあります。



負担金の対象となる土地とは

下水道整備区域内における、住宅や事業所の敷地はもちろん寺社、官公署、田、畑、山林なども含めたすべての土地です。

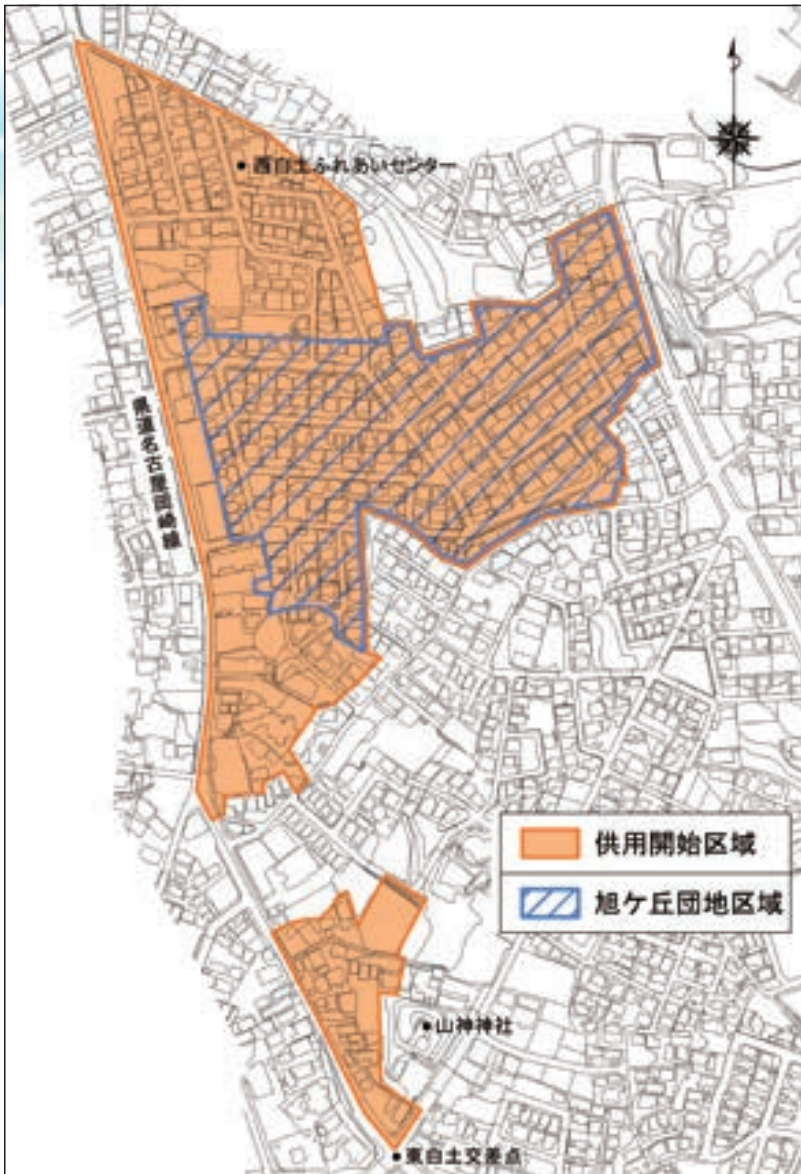
賦課対象予定区域は

左図の春木字白土の一部が供用開始区域です。ただし、図中の旭ヶ丘団地区域については、以前から污水处理施設が整備されていた区域であるため賦課対象外です。

負担金の額は

土地1㎡当り350円(すでに供用が始まっている区域と同額)です。

春木字白土の一部の市街化区域で



4月1日供用開始区域

負担金の納付方法

負担金の納付方法には、分割納付と一括納付があります。

▶ 分割納付

負担金を5年に分割し、さらに1年を4回に分けて合計20回で納付します。

(口座振替も利用できます)

令和2年度の納期限

第1期 令和2年7月31日 (金)

第2期 9月30日 (水)

第3期 12月25日 (金)

第4期 令和3年3月 1日 (月)

▶ 一括納付

一括納付には報奨金制度があります。

報奨金制度利用時の報奨金の率

初年度に5年分を一括納付…20%の減額

2年目に4年分を一括納付…16%の減額

3年目に3年分を一括納付…12%の減額

4年目に2年分を一括納付…8%の減額

5年目に1年分を一括納付…4%の減額

徴収猶予と減免

土地の状況により、申請すると一定期間負担金の徴収が猶予されたり、一定率の減免が受けられたりします。

その他

受益者には、4月に個別に案内をお送りします。

ご不明点がございましたら下水道課管理係までお気軽にお問い合わせください。

◎問い合わせ 下水道課 ☎0561・56・0749

